

## 令和4年度 介護保険料決定通知書を送ります

市町村民税や世帯の状況などをもとに決定した令和4年度の介護保険料の決定通知書を7月下旬に送付します。

所得段階別の介護保険料は、福岡県介護保険広域連合のホームページをご参照ください。

特別な事情がなく保険料を滞納すると、介護サービス利用時の自己負担割合が増える場合があります。

※災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。(新型コロナウイルス感染症の影響も含む。)

皆さんから納付された保険料で運営される介護保険制度についてご理解とご協力をお願いします。

### コンビニ収納

▶コンビニでも支払いができます。

●介護保険料は、コンビニエンスストアでも納付することができますのでぜひご活用ください。詳しくは納付書裏面の納付場所をご覧ください。

▶納付書の綴じ方について

●コンビニエンスストアでも納付できるように、通知書と納付書は綴じられていませんので紛失しないようご注意ください。



**注意!**

次のような場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。

- 納付期限を過ぎたもの
- コンビニエンスストア用のバーコードが消されているもの、あるいは汚れたり破れたりして読み取れないもの
- 金額を手書きで訂正したもの

### 低所得者介護保険料軽減事業

▶低所得者の介護保険料を軽減します。

- 令和元(2019)年10月から消費税率が10%に引き上げられたことで、低所得者に対する介護保険料の軽減策が実施されています。
- 消費税率引き上げにより、家計に影響を受ける比重の高い、低所得者の負担する介護保険料を安くするものです。
- これまでも、所得段階が第1段階の人に対しては介護保険料を軽減していましたが、対象者を拡大し、軽減幅も拡大されています。

▶金額は、令和4年度の介護保険料決定通知書をご覧ください。

### ATM(自動預払機)による詐欺事件が発生しています!

福岡県内で介護保険料の還付金詐欺が発生しています。

1. 還付金は書面により通知しており、電話でお知らせすることはありません。
2. 還付金を含め、保険料に関して電話などで直接ATM操作をお願いすることはありません。

- ☎ 福祉課 高齢者福祉係  
☎ 932-1493 (ダイヤルイン)  
☎ 932-1151 (内線125)
- ☎ 福岡県介護保険広域連合 (総務課収納管理係)  
☎ 981-9071



福岡県  
介護保険広域連合  
ホームページ

## 消費生活 110番



定期購入トラブル急増! 誤解を与えない画面表示へと規制強化

スマートフォンにはさまざまな広告が表示されます。消費生活センターには、「無料」格安などのお得感を強調した言葉につられて申し込みをしたところ、実際は複数回の購入が条件の定期購入契約だったという相談が、ここ数年非常に多く寄せられています。

6月1日以降、定期購入ではないかのように誤解を与える表示が禁止されました。

### 相談事例

**事例1** 「格安」「回数縛りなし」の広告を見て申し込んだら、定期購入だった

スマホで美容液を検索していたら「1,000円」「回数縛りなし」の広告が出たので、個人情報を入力し申し込みボタンを押した。その後、10分間の時間制限で「今なら更に500円割引クーポン」の案内があったので、あわててボタンを押した。しかし注文確認メールが届いたら、5回の購入が条件の定期購入になっていた。解約したい。(35歳 女性)

**事例2** 高校生の娘が、「お試しのつもりで申し込んだら高額な定期購入だった」と相談してきた

娘は「500円でお試し」との瘦身サプリのスマホ広告を見て申し込んだのだが、商品が届いたら、4回縛りの総額4万円の定期購入だった。「払えない」と相談してきた。2回目以降を取り消したい。(45歳 女性 契約者:18歳 高校生)

### アドバイス

- 法律(改正特定商取引法施行)の6月1日以降、注文が確定する直前の最終確認画面に、「定期購入かどうか」「2回目以降の価格」「解約の方法」などの契約内容が明確に表示されていない場合は、契約の取り消しができる可能性があります。
- 取り消しの主張の根拠となる証拠を残すために、広告や最終確認画面のスクリーンショットを撮り、保存しておくことが大切です。
- 事例1のように時間制限があっても、「注文確定」を押す前に、落ち着いて契約内容を確認しましょう。
- 現在18歳、19歳の人は、定期購入であるか否かを特に慎重に確認してください。

4月1日の成年年齢引き下げにより、事例2のように高校生や大学生などであっても、成年とみなされ、保護者による未成年者契約の取り消しはできません。

● 通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。事前に返品可否などの利用規約をきちんと確認し慎重に利用しましょう。

困った時は、かすや中南部広域消費生活センターまでご相談ください。

### 消費生活相談のお知らせ

かすや中南部広域消費生活センター

▼開設日

月曜～金曜

(祝日・年末年始は休み)

▼相談時間

10時～15時30分

▼場所

志免町地域安全安心センター2階

(志免町志免中央1の10の10)

▼問い合わせ先

☎ 936・1594

FAX 936・1610

※相談の際は電話でご連絡ください。



かすや中南部  
広域消費生活センター  
ホームページ▶

